

# 平成20年度対馬市建設工事・建設関連(コンサルタント)・物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査実施要領について

## 1. 資格

- 【共通】 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でない者  
 (2) 対馬市税並びに消費税及び地方消費税等に未納がない者
- 【建設工事】 (1) 建設業法第3条第1項の許可を受けている者  
 (2) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値請求を行った者
- 【コンサルタント】 (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者
- 【物品・役務の提供等】 (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者  
 (2) 原則として1年以上の営業実績を有する者

物品...スポーツ用品・楽器・図書・教材・事務用品・印刷・繊維・看板・掲示板製作・車両・燃料・電気製品・衛生機器 等  
 役務の提供...清掃・警備・機械設備保守・運送・リース 等

## 2. 受付場所

対馬市役所美津島支所 別館会議室 長崎県対馬市美津島町雞知甲550 2

## 3. 資格の有効期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間

## 4. 申請書様式

中央公契連(国)の統一様式及び対馬市独自の様式による。

## 5. 実施要領及び申請書独自様式の入手方法

(1) 必要な方は、下記の場所でお申し出ください。

住 所	配 布 場 所	電 話
対馬市巖原町国分1441番地	対馬市役所 総務部入札契約課	0920(53)6111
対馬市美津島町雞知甲550番地2	美津島支所 地域振興課	0920(54)2271
対馬市豊玉町仁位380番地	豊玉支所 "	0920(58)1111
対馬市峰町三根451番地	峰支所 "	0920(83)0301
対馬市上県町佐須奈甲567番地3	上県支所 "	0920(84)2311
対馬市上対馬町比田勝575番地1	上対馬支所 "	0920(86)3111



(2) インターネット利用の場合

対馬市ホームページからダウンロードして入手できます。 <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>

## 6. 受付期間・方法

受付は次の期間に限り行うものとし、受付時間は9:00~12:00と13:00~16:30とします。  
 なお、郵送による受付は行いませんので、提出書類の記載内容全般に精通した方がご持参下さい。

受 付 日	商号の頭文字	受 付 日	商号の頭文字
平成20年1月16日(水)	【市外業者】ア行(ア~エ)	平成20年2月4日(月)	【市外業者】八行(フ~ホ)
" 1月17日(木)	【市外業者】ア行(オ)・カ行(カ)	" 2月6日(水)	【市外業者】マ行~
" 1月18日(金)	【市外業者】カ行(キ)	" 2月7日(木)	【市内業者】ア行
" 1月21日(月)	【市外業者】カ行(ク~コ)	" 2月8日(金)	【市内業者】カ行
" 1月23日(水)	【市外業者】サ行(サ)	" 2月13日(水)	【市内業者】サ行
" 1月24日(木)	【市外業者】サ行(シ)	" 2月14日(木)	【市内業者】タ行(タ・チ)
" 1月25日(金)	【市外業者】サ行(ス~ソ)・タ行(チ~テ)	" 2月15日(金)	【市内業者】タ行(ツ~ト)・ナ行
" 1月28日(月)	【市外業者】タ行(タ)	" 2月18日(月)	【市内業者】八行
" 1月30日(水)	【市外業者】タ行(ト)・ナ行(ナ)	" 2月20日(水)	【市内業者】マ行~
" 1月31日(木)	【市外業者】ナ行(ヌ~ノ)・ハ行(ハ・ヒ)	" 2月21日(木)	予備日
" 2月1日(金)	【市外業者】ナ行(ニ)	" 2月22日(金)	都合により指定日に申請できなかった者はこの期間にお願いします。

7. 問い合わせ先 対馬市総務部 入札契約課 0920(53)6111(代表)

廃棄物対策課  
コーナー

エコライフコンテスト in 長崎で

「生ゴミリサイクル」を訴え優勝

豊田涼子さん(美津島町)



地球温暖化を防止するためのアイデアを募集し優秀作品を選考する「エコライフコンテストin長崎」が11月10日、長崎県美術館で開催され、美津島町雑知の豊田涼子さんが「元気菜！コンテスト～生ゴミリサイクル、元気でECO菜人～」を発表し、見事優勝しました。

食生活改善推進協議会で活躍されている豊田さんは、生ゴミを堆肥としてリサイクルし栄養価の高い野菜を育て、それを食育につなげるという自分たちで実践している活動内容を発表。今後も生ゴミリサイクルで地球環境の保護に取り組む「ECO菜人」の輪を広げていきますと訴えました。

豊田さんは、2月9日に東京で開催される全国大会に長崎県代表として出場します。「全国に取り組みを伝え、対馬をPRしたい」と抱負を話していました。

廃棄物対策課

0920(53)6111

黒田福美さん対馬市で番組口ケ

11月7日から10日までの4日間、女優の黒田福美さんが総務省事業「合併市町村の旅」の番組口ケのため対馬市を訪れました。この番組は来年3月に、政府広報やインターネットテレビ、BS日本テレビで対馬市を紹介します。

対馬市の紹介役を快く引き受けてくれた黒田さんは、白嶽登山や魚釣り、真珠加工や硯製作体験など精力的に口ケを行っていました。

(写真は白嶽頂上での様子)



対馬で遊漁を楽しまれる皆様へ

対馬では「対馬における遊漁ルール」や、「対馬海区漁業調整委員会指示」によって、秩序ある遊漁、適正な漁場利用の確立を図っています。

「遊漁ルール」、「漁業調整委員会指示」は左記のとおりです。主旨をご理解いただき、資源保護にご協力をお願いいたします。

尚、「漁業調整委員会指示」に違反すると長崎県知事による遵守命令が発せられ、命令違反には罰則もありますので、注意してください。

遊漁ルール

まき餌の総量制限

1人1日、10kg以内

時期、時間の制限

12月1日から3月31日まで

の間は、午後9時から午前6

時までのまき餌釣りを禁止

釣獲量の制限

まき餌釣りによる釣獲量は、

1回の釣行での実釣日数にか

かわらず1人1釣行、10kg以内

体長の制限

チヌ20cm、クロ15cm以下は

再放流。



問い合わせ

対馬沿岸海域利用対策協議会

事務局 対馬市役所水産振興課

0920(53)6111

対馬海区漁業調整委員会指示

まき餌の総量制限

時期、時間の制限

釣獲量の制限

漁業調整委員会指示に関する詳細事項は左記へお問い合わせください。

問い合わせ

対馬海区漁業調整委員会

事務局 対馬地方局水産課

0920(52)1311



注意してください！

外国人の方は、「まき餌釣り」そのものが法律で禁止されています。

違反した場合は3年以下の懲役、若しくは400万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。